

「特定非営利活動法人愛・地球博ボランティアセンター」会員入会申込書

平成 年 月 日

特定非営利活動法人愛・地球博ボランティアセンター 理事長 殿

特定非営利活動法人愛・地球博ボランティアセンターの定款にもとづき、次のとおり入会の申し込みをします。



◆申込会員区分

※該当する欄に一つだけ○をつけてください。

会員の種類		各種案内等についての希望連絡方法	年会費	○印	
個人会員	正会員	当法人の目的に賛同し、様々な活動をするために入会する個人です。	パソコンの電子メール	2,000円	
		郵送	3,000円		
	議決会員	正会員と同じですが、総会に参加して議決権を行使することができます。	パソコンの電子メール	10,000円	
		郵送			
	賛助会員	当法人の目的に賛同し、支援をするために入会する個人のことです。	パソコンの電子メール	5,000円	
			郵送		
団体賛助会員 (法人・企業)	当法人の目的に賛同し、支援をするために入会する法人、団体のことです。	パソコンの電子メール	10,000円		
		郵送			

◆個人会員記入欄（「*」印以外は、差し支えない範囲でご記入をお願いします。）

*氏名		*フリガナ	
性別	男性 ・ 女性 (○をつけてください)	年代	代 (例: 50代)
連絡先	*住所	〒 -	
	*電話番号	- -	FAX - -
	*携帯番号	- -	※「電話番号」「携帯番号」のどちらか1つは必ずご記入ください。
	電子メールアドレス	※各種案内等について「パソコンの電子メール」での連絡を希望された方は必ずご記入ください。(携帯のメールアドレスは不可)	
連絡事項	※あなたにできること(資格・特技等)などを自由にご記入ください。(200字以内でお願いします。)		

◆団体賛助会員記入欄（「*」印以外は、差し支えない範囲でご記入をお願いします。）

団体名	*名称	フリガナ		
	*代表者氏名		*フリガナ	
連絡担当者	*担当者部署			
	*担当者氏名		*フリガナ	
	*連絡先住所	〒 -		
	*電話番号	- -	FAX - -	
	電子メールアドレス			
	ホームページアドレス	ホームページアドレスの公開について 希望する ・ 希望しない		
連絡事項	その他、当センターへの要望等がございましたら、ご記入ください。			

※「担当者部署」及び「担当者氏名」は代表者と同じである場合でもご記入ください。

入会のお申込をいただいた方には、年会費お支払手続きについて改めてご案内させていただきます。
 ご入金の確認をもって入会手続き完了とさせていただきます。

ご記入いただいた個人情報及びその他の情報は、当センターの活動・事業以外の目的に使用することはありません。

■定款（関連分抜粋）

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、愛・地球博及び愛・地球博ボランティアセンターの理念を継承し、分野や地域を越えた市民に対してボランティアの輪を広げ、ボランティアの楽しさ、意義を体験できる事業を行い、ボランティアによる新しい市民社会の実現に寄与することを目的とする。

第3章 会員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、議決会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（1）議決会員

この法人の目的に賛同して入会した個人

（2）賛助会員

この法人の目的に賛同し、援助するために入会した個人及び団体

（3）正会員

この法人の目的に賛同し、活動するために入会した個人

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）退会届の提出をしたとき。

（2）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

（3）継続して1年以上会費を滞納したとき。

（4）除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）この定款等に違反したとき。

（2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（抛出品品の不返還）

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出品金は、返還しない。

第5章 総会

（種別）

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（構成）

第22条 総会は、議決会員をもって構成する。

（権能）

第23条 総会は以下の事項について議決する。

（1）定款の変更

（2）解散

（3）合併

（4）事業報告及び収支決算

（5）役員を選任又は解任、職務及び報酬

（6）その他運営に関する重要事項

（開催）

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（1）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

（2）議決会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（3）第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した議決会員の中から選出する。

（定足数）

第27条 総会は、議決会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した議決会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第29条 各議決会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない議決会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は議長を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した議決会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する議決会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）議決会員総数及び出席者数（書面表決者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（3）審議事項

（4）議事の経過の概要及び議決の結果

（5）議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

【役員等名簿】（敬称略）

■名誉顧問

ハンス ユーゲン・マルクス（南山学園理事長）

中村 利雄（日本商工会議所・東京商工会議所専務理事）

■EXPO大使

竹下 景子（女優）

ジョン ギャスライト（タレント／ツリークライミングジャパン代表）

■特別相談役

國分 孝雄 株式会社國分設計 代表取締役社長（前 特定非営利活動法人愛・地球博ボランティアセンター副理事長）

■役員 2012年4月現在

理事長	榎田 勝利	愛知淑徳大学文化創造学部 教授
副理事長	鈴木 盈宏	トヨタグループボランティア連絡会 顧問
理事	伊藤 剛	株式会社グッドニュース・ジャパン 取締役会長
理事	岩原 明彦	株式会社デンソー 経営企画部 CSR推進室 室長
理事	栗木 梨衣	財団法人愛知県国際交流協会 交流共生課
理事	佐藤 久美	英文情報誌「アベニューズ」編集長
理事	滝 リンダ	なごや国際交流団体協議会 会長
理事	長谷部 理恵	元 愛・地球博ボランティアリーダー
理事	古澤 礼太	特定非営利活動法人愛・地球プラットフォーム 理事長
理事	牧野 典子	元 愛・地球博ボランティアリーダー
理事	松宮 勝彦	日本労働組合総連合会愛知県連合会 国民運動局長
理事	水野 晶夫	名古屋学院大学経済学部 教授
理事	伊藤 裕	特定非営利活動法人愛・地球博ボランティアセンター 会員
監事	稲熊 敏長	元 愛・地球博ボランティアリーダー